



經過措置

1. 修正遡及法
2. 経過措置の概要
3. 修正遡及法を適用する場合の経過措置
4. リースの識別
5. ファイナンス・リース取引の帳簿価額の引継ぎ
6. オペレーティング・リースに係る簡便計算
7. セール・アンド・リースバック
8. 借地権の設定に係る権利金等
9. 建設協力金等の差入預託保証金
10. ファイナンス・リース取引に分類していたリース
11. オペレーティング・リース取引に分類していたリース等
12. サブリースの貸手

会計基準：企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」

適用指針：企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」

新基準：会計基準及び適用指針

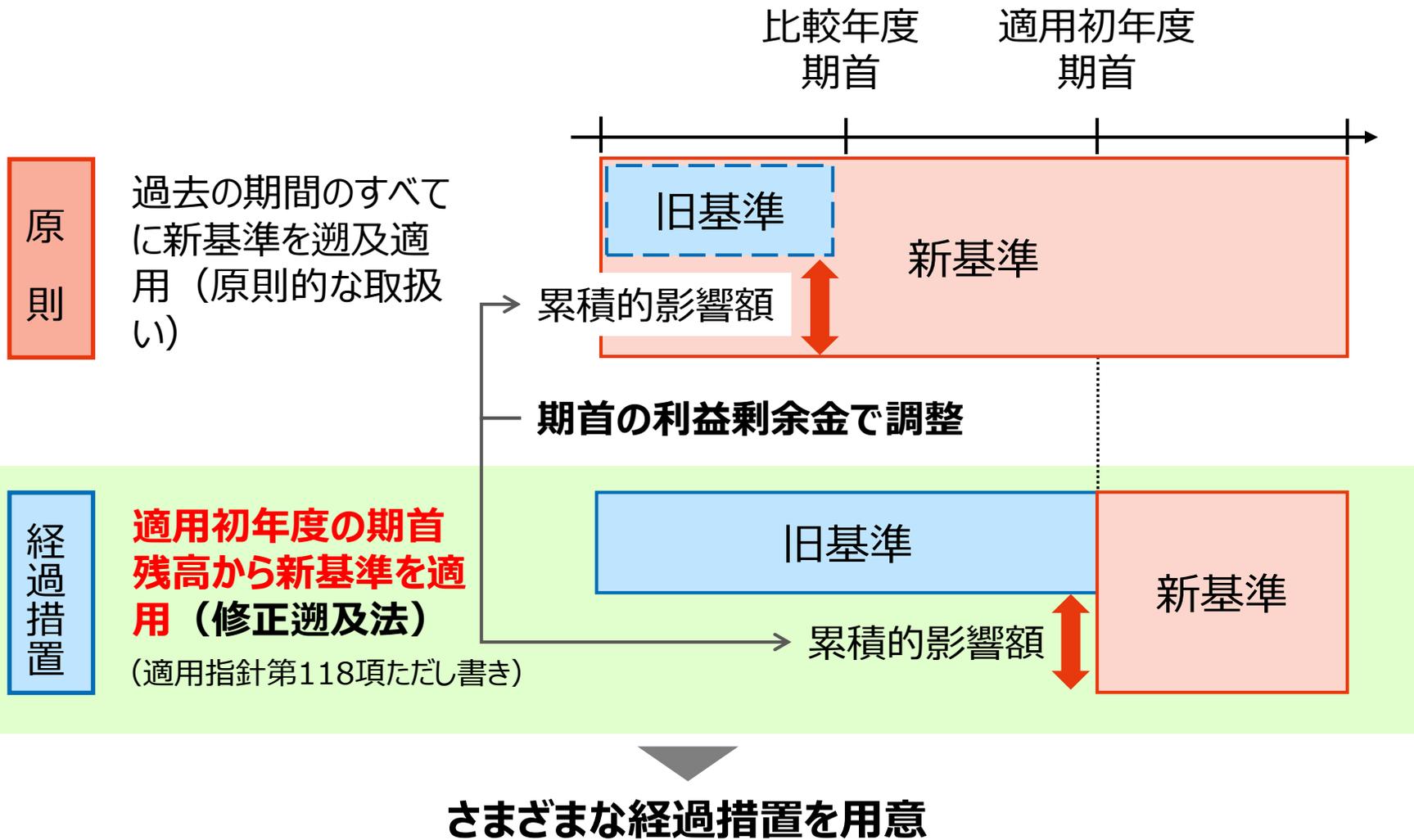
旧基準：企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」

減損会計基準：「固定資産の減損に係る会計基準」（2002年（平成14年）8月 企業会計審議会）

収益認識会計基準：企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」

旧金融商品実務指針：2024年9月改正前の移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」

1. 修正遡及法



3種類の経過措置

 **旧基準の経過措置の継続適用** (適用指針第113項から第117項)

 **修正遡及法を適用する場合の経過措置** 今回の解説対象

 **IFRS任意適用企業・その連結子会社の取扱い** (適用指針第134項・第135項)

3. 修正遡及法を適用する場合の経過措置

区分	経過措置	参照
借手・貸手 共通	リースの識別	共通
	開示	
借手	ファイナンス・リース取引の帳簿価額の引継ぎ	借手1
	オペレーティング・リースに係る簡便計算	借手2
	会計方針の変更に関する影響の開示	
	セール・アンド・リースバック	借手3
	借地権の設定に係る権利金等	借手4
	建設協力金等の差入預託保証金	借手5
	開示（表示）	
貸手	ファイナンス・リース取引に分類していたリース	貸手1
	オペレーティング・リース取引に分類していたリース等	貸手2
	サブリースの貸手	貸手3

太字：本日取り上げる経過措置

4. リースの識別

❖ 原則的な取扱いを適用する場合

すべてのリースについてリース開始日に遡及してリースの識別を行う



新基準の適用によって、旧基準のもとではリースとしていなかった契約にリースが含まれると判断される場合があり、リースの識別に相当のコストが生じうる



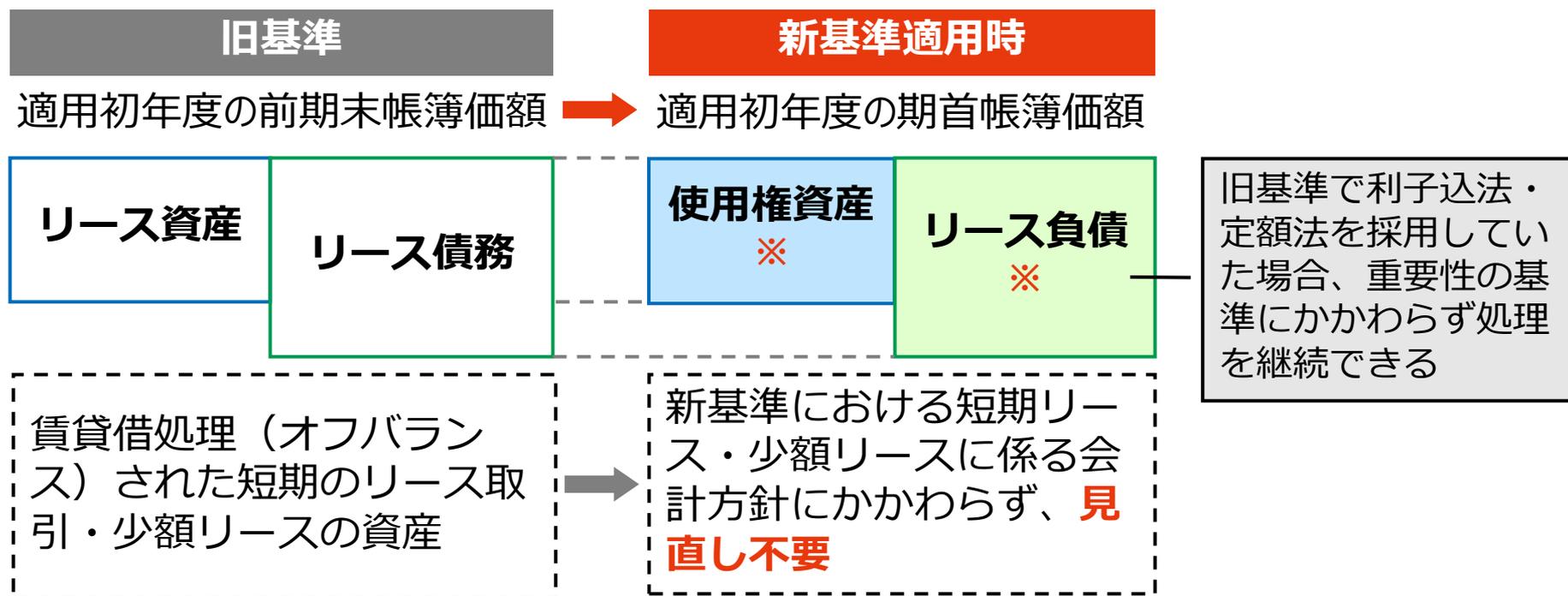
❖ 修正遡及法を適用する場合の経過措置

次の経過措置のいずれか又は両方を適用できる（適用指針第119項）

適用対象	経過措置
旧基準を適用しているリース	新基準を適用して契約にリースが含まれているか否かの判断を行わないことができる
適用初年度の期首時点で存在する旧基準を適用していない契約	適用初年度の期首時点の事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断できる

5. ファイナンス・リース取引の帳簿価額の引継ぎ

前期末のファイナンス・リース取引の帳簿価額を引き継ぎ、適用初年度の期首から会計基準を適用（リース1件ごとに適用可能）（適用指針第120項から第122項）



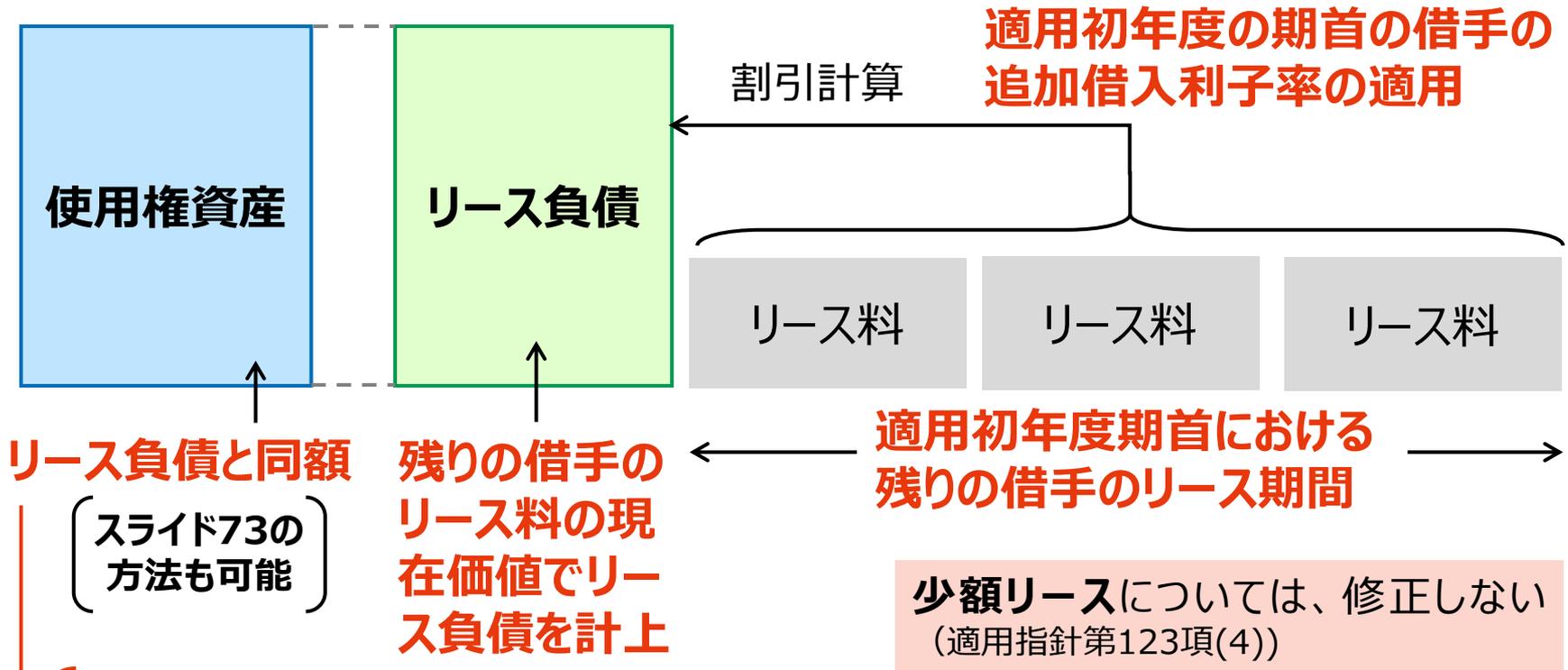
※：残価保証の取扱いは変更が必要
 旧基準「残価保証額」→新基準「残価保証に係る（借手による）支払見込額」

6. オペレーティング・リースに係る簡便計算 (1/3)

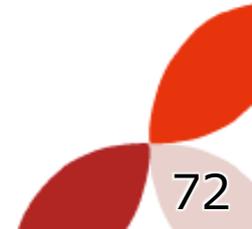


オペレーティング・リースに係る簡便的な計算 (適用指針第123項)

◆ 使用権資産をリース負債と同額とする方法 (リース1件ごとに適用可能)



- ❖ 前払・未払リース料がある場合は調整
- ❖ 適用初年度の期首時点の使用権資産に減損会計基準を適用

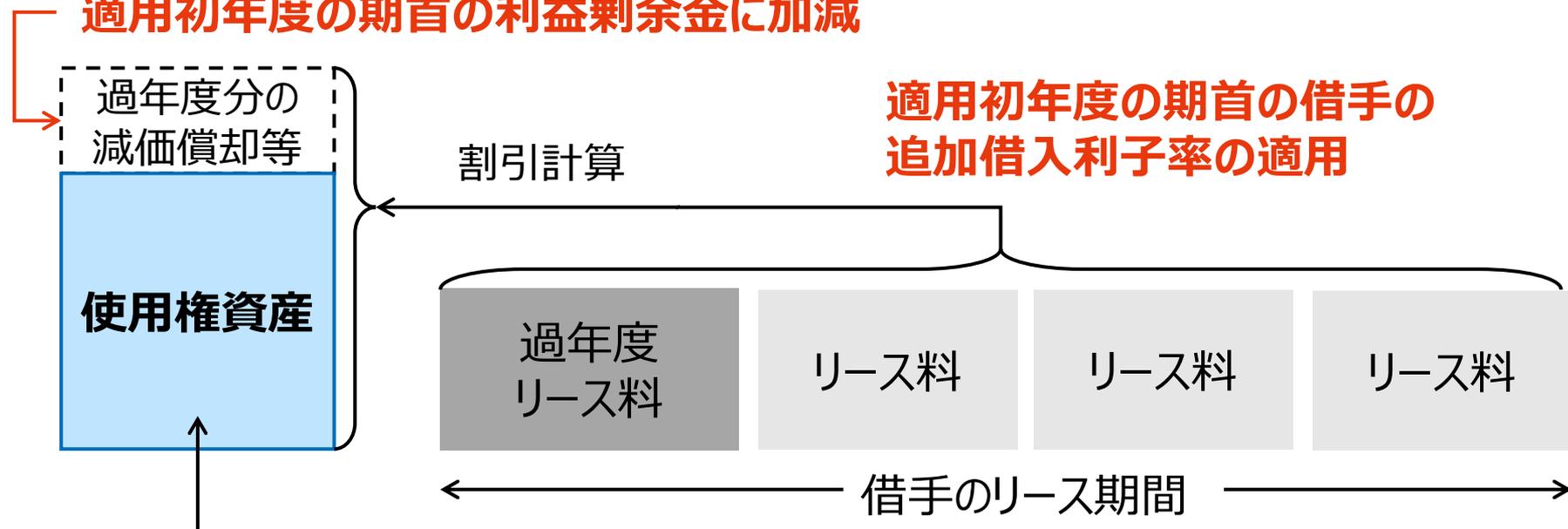


6. オペレーティング・リースに係る簡便計算 (2/3)

🌀 オペレーティング・リースに係る簡便的な計算 (続き) (適用指針第123項)

◆ 使用权資産を遡及的に算定する方法 (リース1件ごとに適用可能)

適用初年度の期首の利益剰余金に加減



会計基準がリース開始日から適用されていたかのような帳簿価額による

少額リースについては、修正しない
(適用指針第123項(4))

- 🌀 前払・未払リース料がある場合は調整
- 🌀 適用初年度の期首時点の使用权資産に減損会計基準を適用

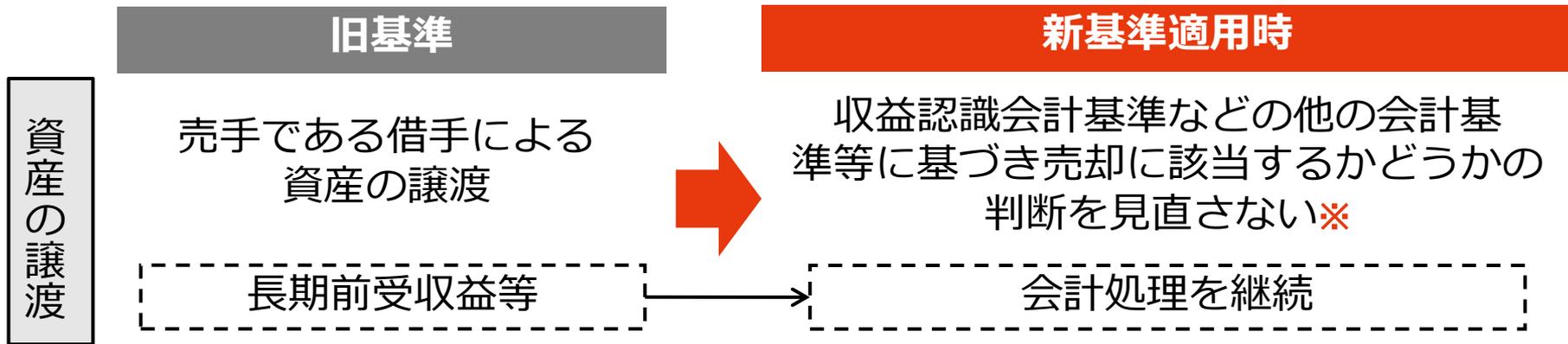
6. オペレーティング・リースに係る簡便計算 (3/3)

スライド72・73の経過措置を適用する上で、次の方法の1つ又は複数を適用することができる（リース1件ごとに適用可能）（適用指針第124項）

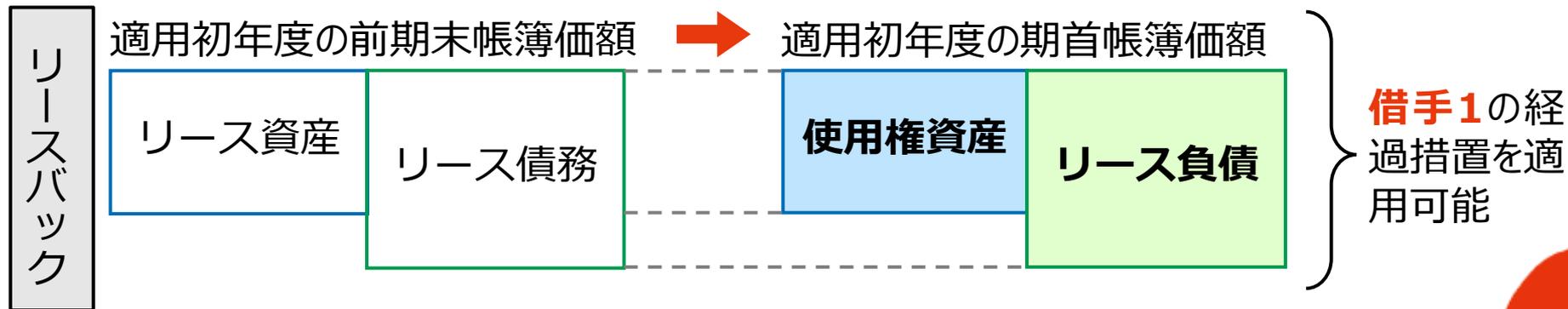
適用対象	経過措置
リース負債	<p>割引率（適用指針第124項(1)） 特性が合理的に類似した複数のリースに単一の割引率を適用可能</p> <p>借手のリース期間・借手のリース料の決定（適用指針第124項(4)） 契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合に、リース開始日より後に入手した情報を使用可能</p>
使用権資産	<p>付随費用（適用指針第124項(3)） 適用初年度期首の使用権資産の計上額に付随費用を加算しないことが可能</p>
オフバランス項目	<p>残りの借手のリース期間が短いリース（適用指針第124項(2)） 適用初年度の期首から12か月以内に借手のリース期間が終了するリースに短期リースの取扱いを適用可能</p>

7. セール・アンド・リースバック (1/2)

旧基準においてリースの対象となる資産の売却に伴う損益を長期前受収益等として繰延処理している場合 (適用指針第126項(1)から(4))

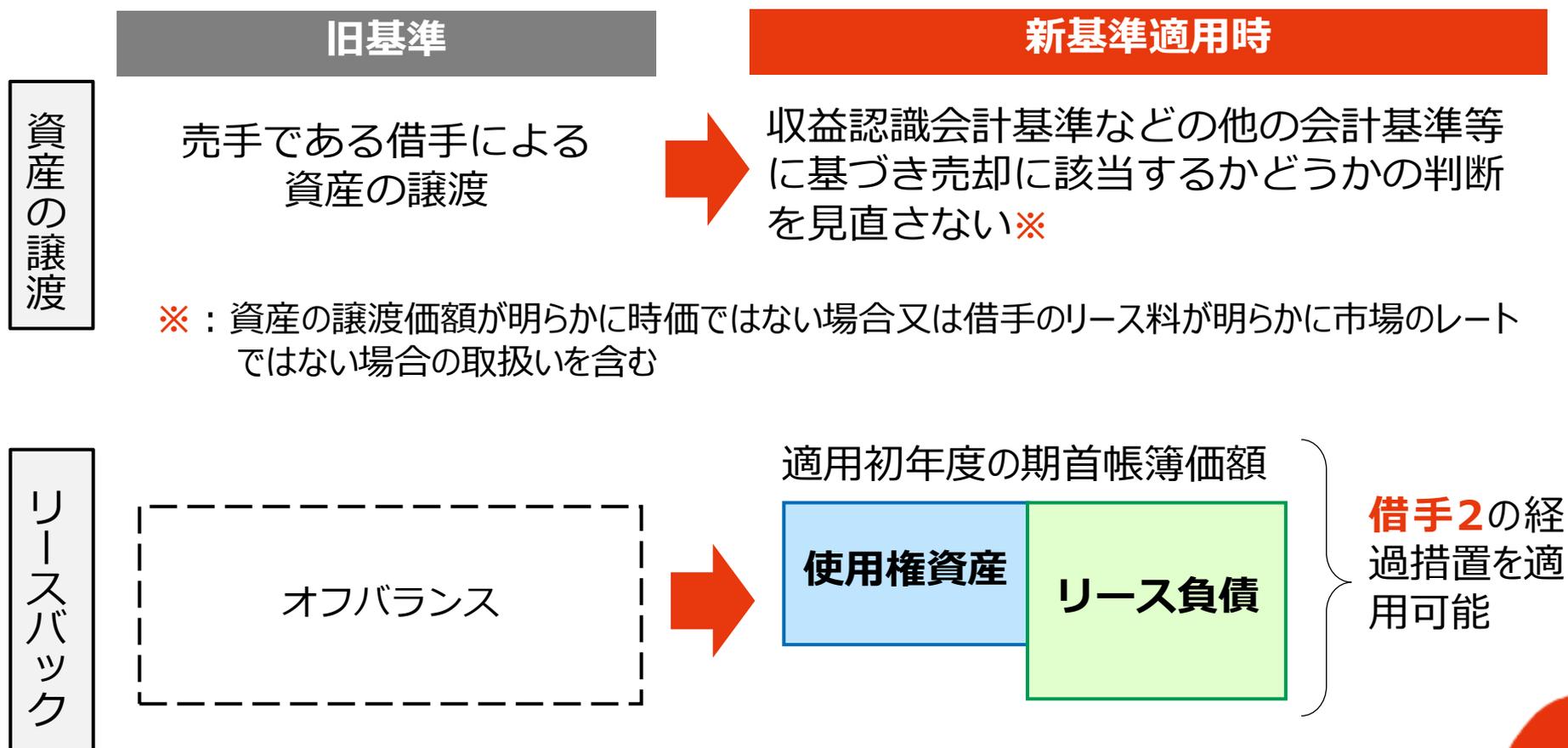


※：資産の譲渡価額が明らかに時価ではない場合又は借手のリース料が明らかに市場のレートではない場合の取扱いを含む



7. セール・アンド・リースバック (2/2)

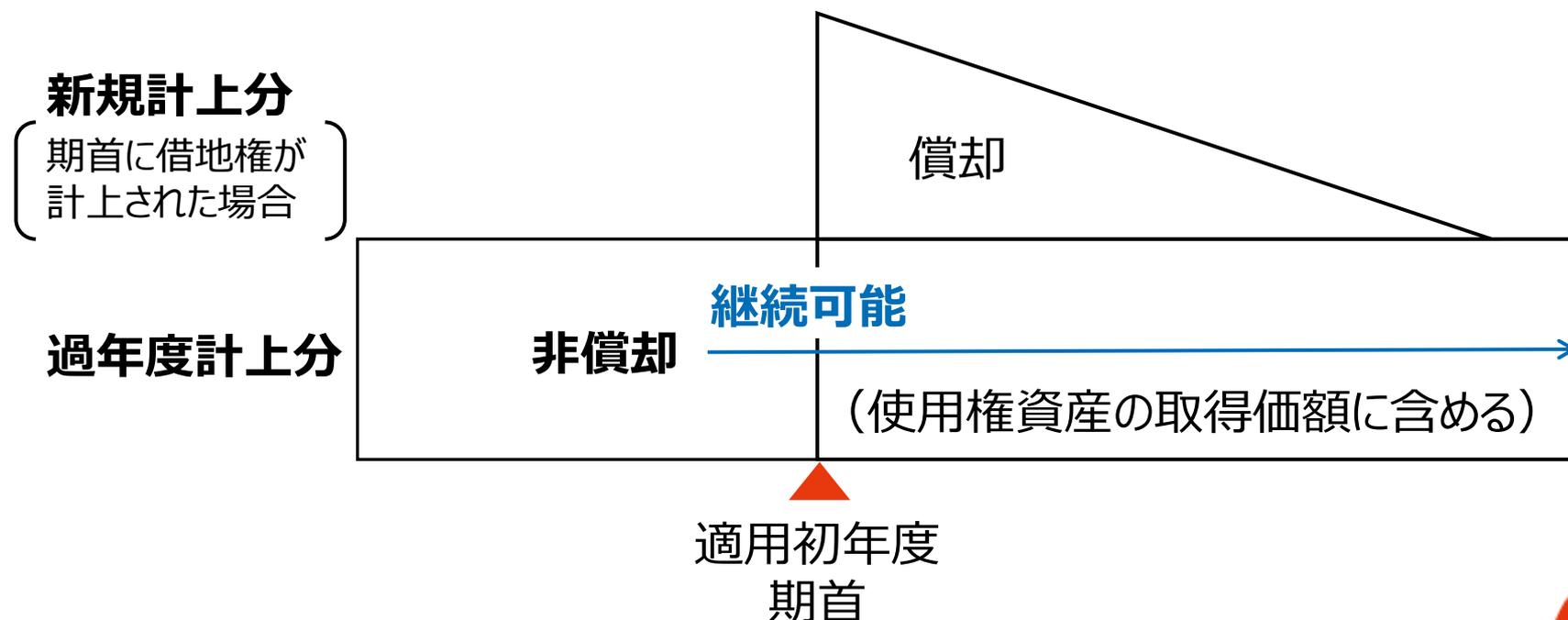
旧基準においてリースの対象となる資産の売却に伴う損益を長期前受収益等として繰延処理している場合**以外** (適用指針第126項(1)から(3))



8. 借地権の設定に係る権利金等（1/3）

旧借地権の設定に係る権利金等又は普通借地権の設定に係る権利金等を償却していなかった場合（適用指針第127項・第129項）

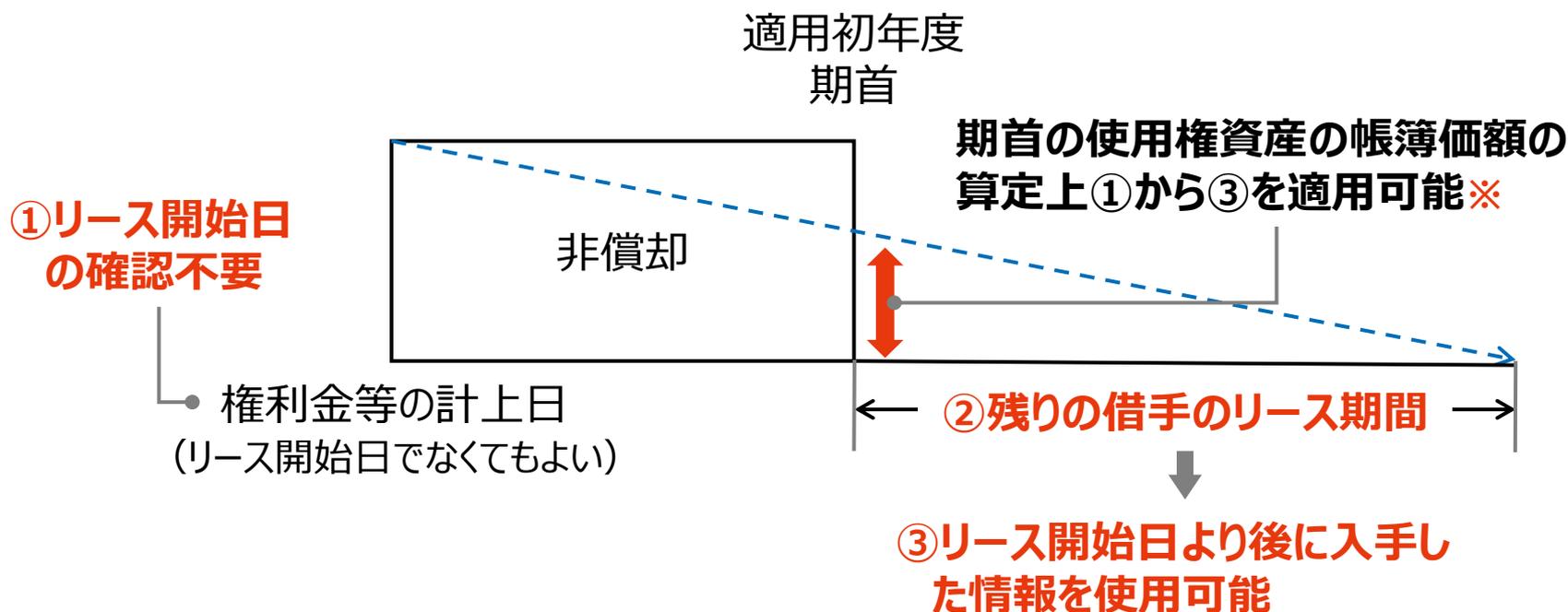
- ◆ 新基準の適用後に権利金等を償却する方針であっても、適用初年度の期首に計上されている権利金等の**非償却を継続**できる



8. 借地権の設定に係る権利金等（2/3）

旧借地権の設定に係る権利金等又は普通借地権の設定に係る権利金等を償却していなかった場合（続き）（適用指針第127項・第129項）

◆ 過年度計上分を償却する場合の簡便的な計算方法を認めている

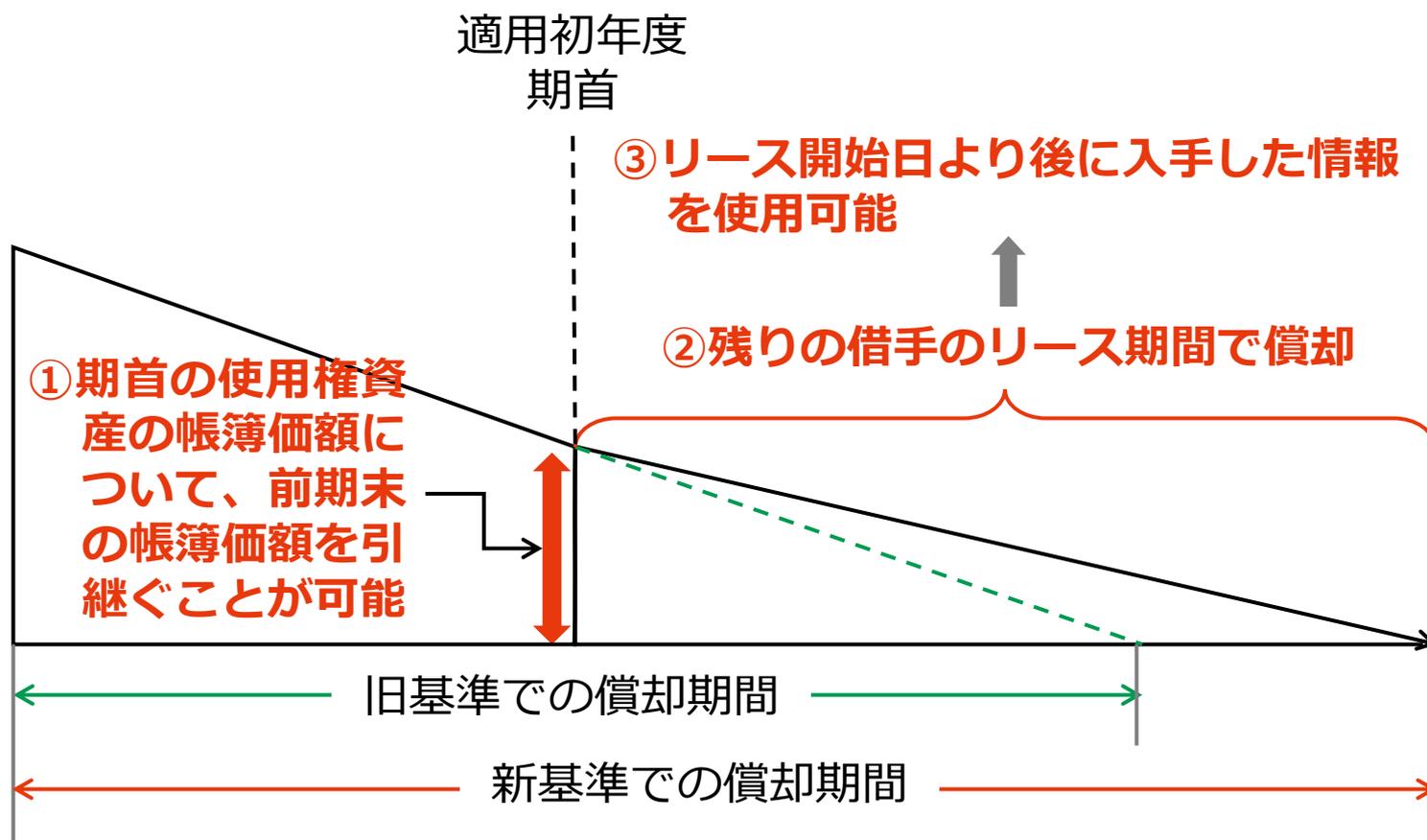


※：償却後の帳簿価額 > 前期末の帳簿価額の場合、前期末の帳簿価額を期首の帳簿価額とする

8. 借地権の設定に係る権利金等 (3/3)

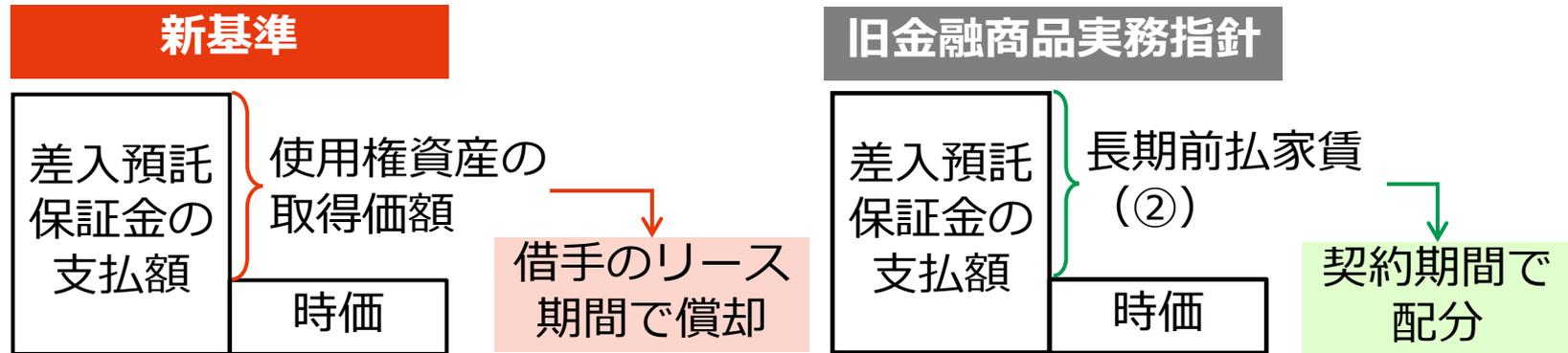
借地権の設定に係る権利金等を償却していた場合 (適用指針第128項)

◆ 簡便的な計算方法を認めている

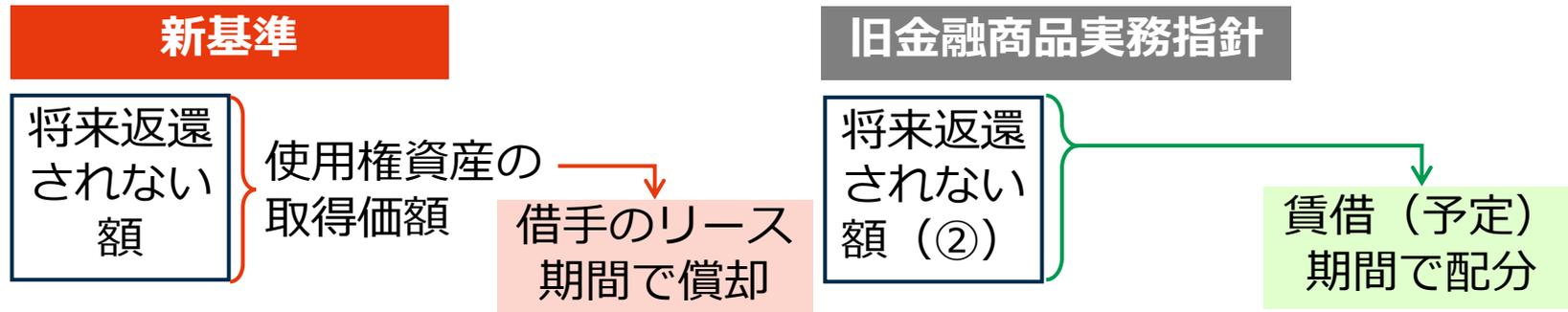


9. 建設協力金等の差入預託保証金

将来返還される建設協力金等の差入預託保証金（敷金を除く） （適用指針第130項(1)）



差入預託保証金（建設協力金等・敷金）のうち将来返還されない額 （適用指針第130項(2)）

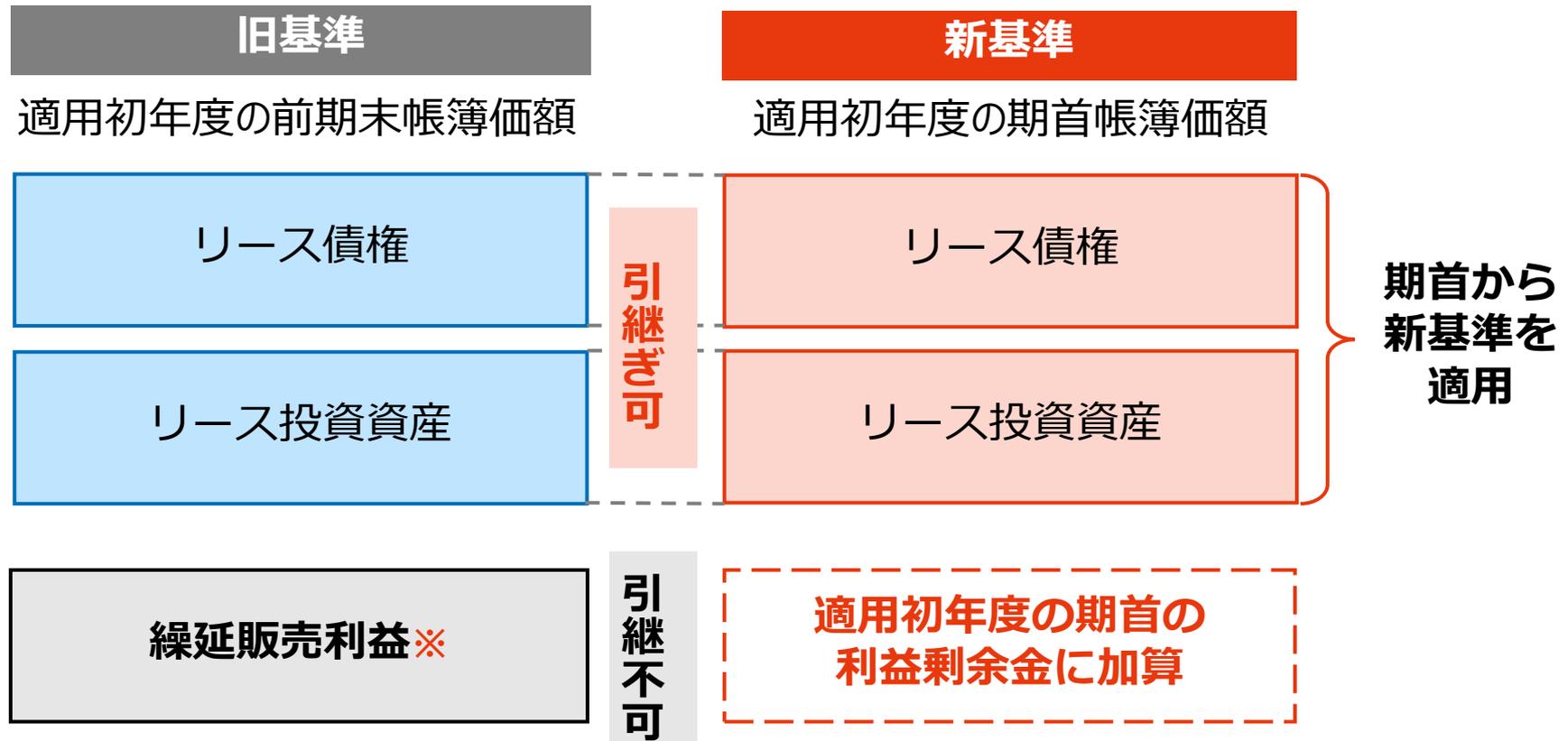


②前期末の帳簿価額を期首の使用権資産に含めて会計処理を行うことも可能

①適用前に締結された契約に従来の処理継続可能

10. ファイナンス・リース取引に分類していたリース

リース債権・リース投資資産の帳簿価額の引継ぎ (適用指針第131項)

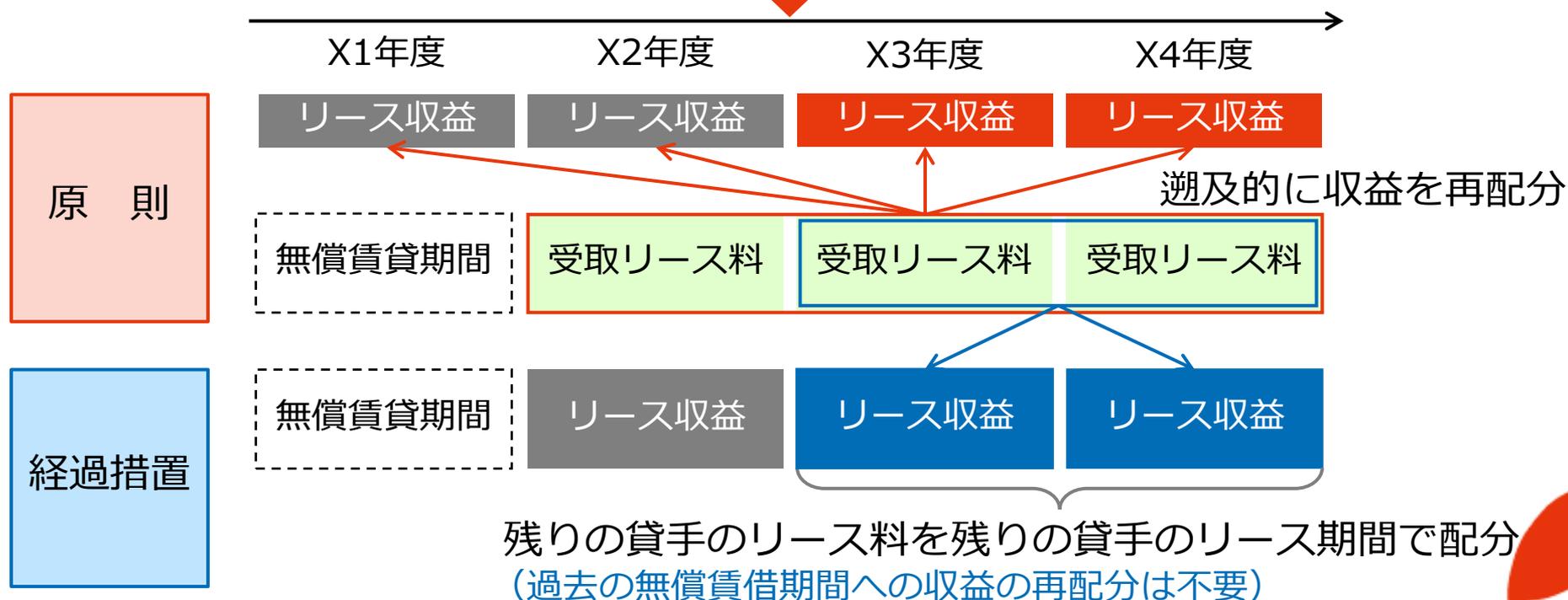


※：貸手における製作価額又は現金購入価額と借手に対する現金販売価額の差額である販売益を割賦基準により処理している場合

11. オペレーティング・リース取引に分類していたリース等 ASBJ

オペレーティング・リース取引に分類していたリース・新基準の適用により新たに識別されたリースについて、適用初年度の期首に締結された新たなリースとして会計基準を適用可能（適用指針第132項）

例) 適用初年度前に無償賃貸期間があるケース
適用初年度期首



12. サブリースの貸手



新基準の取扱い

中間的な貸手のリースの分類はヘッドリースの使用権資産を参照して判定

オペレーティング・リースに分類されていたサブリースがファイナンス・リースになる場合がある

リース開始日に遡及する場合、新基準の適用が複雑になる

経過措置（適用指針第133項）

対象

- ◆ 旧基準でオペレーティング・リース取引として会計処理していたサブリース
- ◆ 新たに識別されたサブリース

取扱い

- ◆ 適用初年度期首のヘッドリース及びサブリースの**残りの契約条件**に基づいて、サブリースの分類を決定できる
- ◆ ファイナンス・リースに分類されたサブリースを適用初年度期首に締結された**新たなファイナンス・リース**として会計処理できる